

平成26年4月1日施行
平成29年8月25日一部改正
平成30年5月25日一部改正
令和3年4月21日一部改正
令和5年3月31日一部改正
令和5年8月31日一部改正
令和8年4月23日一部改正

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条及び北海道いじめ防止基本方針に基づき、北海道富川高等学校に通学するすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）第二条より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が組織的かつ迅速に対応するために、いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を全教職員で共有し、報告・連絡を徹底する。そのため、些細に見える行為であっても生徒の被害性や背景の調査により積極的な認知に努め、いじめの芽を摘み取るべく組織的に対応し、被害生徒の心身の苦痛が解消されるまで継続した支援を行う。

また、すべての生徒を対象に、「いじめを絶対に許さない」という姿勢を全教職員で示し、未然防止に努める。くわえて自らの不適切な言動でいじめを助長することのないよう常に配慮する。また、教職員の事案対処等に関する「校内研修」を毎年実施する。

2. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、進路生徒支援部を中心とするいじめ防止対策委員会を設置する。ただし、本校は小規模校であることから、全職員ですべての事案に対応するが、基本構成員は、校長、教頭、進生部長、進生副部長、教務部長、養護教諭、スクールカウンセラーとする。なお、いじめ事案等への審議については、ここに当該担任を加える。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

4. 教育委員会及び関係機関等との連携

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合または同様の申し出があった場合は、速やかに教育局に報告し、その後の調査方法や対応等について相談する。

また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、生徒の生命・身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

その他、必要に応じて、スクールカウンセラーや医師等の外部専門家の協力を求める。

5. 保護者への周知、連絡と支援・助言

この「いじめ防止基本方針」は少なくとも年に1回以上保護者に周知し、学校としてのいじめ防止体制の周知に努め、保護者の理解と協力を得るものとする。また、PTA活動等を通じていじめ未然防止のための連絡・相談体制の充実に努める。

いじめが疑われる場合および確認された場合は、保護者に事実関係を伝えるとともに、被害生徒とその保護者及び加害またはその疑いのある生徒とその保護者に適切な支援・助言及び指導等を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6. 生徒への特別指導

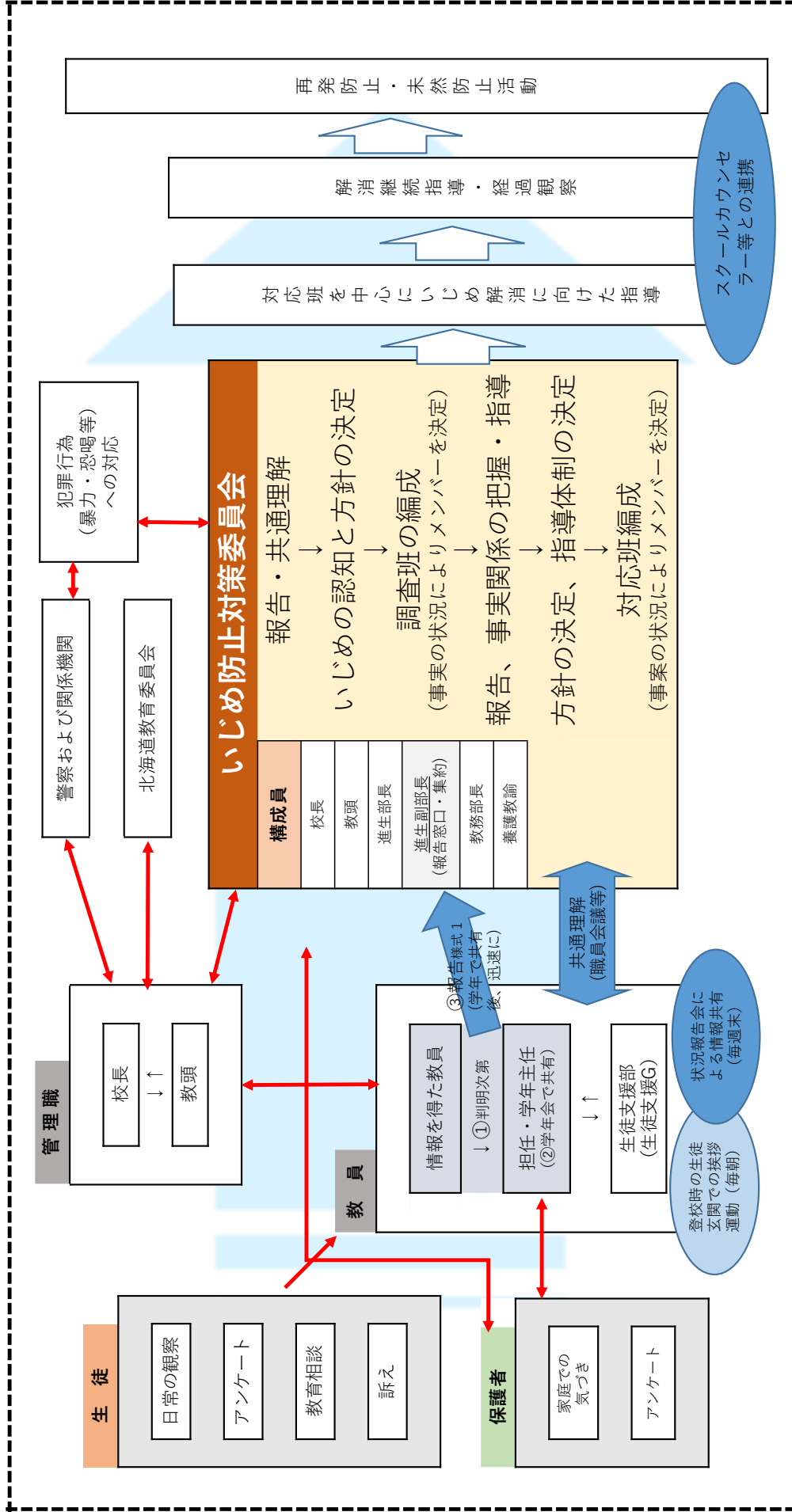
教育上必要があると認めるときは、いじめを受けたまたは被害を訴えた生徒の保護を第一に、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行ったまたはその疑いのある生徒に対して適切な指導を行う。その際は、教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促すこととする。

7. 学校評価の実施と規定改正

いじめ防止に向けた取組等について、毎年自己評価を行うとともに、生徒・保護者学校評価アンケート等の結果ならびに学校関係者評価と合わせ、改善策等について検討する。また、PTA役員会や総会、コミュニティスクール等の意見も参考にする。

生徒や保護者、地域住民等の評価や意見を踏まえ、年度末反省会議等で規定改正の検討・改善し、改正したものについて周知することとする。

【別記】北海道富川高等学校 いじめ防止対策のための組織図



【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		生徒へ直接かわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(HR・総合的な探究の時間) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(HR・総合的な探究の時間) ○奉仕的体験活動への積極的取組 ○トラブルや人間関係を修復していく力の育成(HR・総合的な探究の時間) ○生徒同士で問題を解決できる能力の育成(HR・総合的な探究の時間) ○「学校いじめ防止プログラム」の策定 ○定期的なネットパトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○スマートフォン等、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見(積極的な認知)		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物こじつずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 ○いじめに関するアンケートの集計結果の分析による積極的認知 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○言いなりならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA研修の実施等) ○子どもの「がんばり」をしっかりと認めて褒めること、いけない時ははっきりと叱ることの実践啓蒙
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ(学校(保護者)への連絡)

いじめ解消のための支援プラン

	担任・学年団	いじめ防止対策委員会	管理職
<p>いじめ発覚期</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ調査 いじめ認知 方針の決定 	<p>いじめの適切な把握と情報共有、認知、方針決定。 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人の訴え、発見、情報提供など ②いじめを受けている生徒へ安心感を与える受け止めと声かけ(共感) ③学年主任・学年団への報告・相談(一人で抱え込まない。速やかに組織で対応) ④いじめ防止対策委員会への報告 ⑤保護者への連絡(協力体制)(迅速な家庭訪問の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ①正確な事実確認と記録(5W1H、個別・同時・短時間) ・被害生徒、加害生徒、周囲生徒 ②いじめの認知 ③対策方針の決定 ・被害生徒の保護 ・加害生徒の指導 ④職員全体への周知 ⑤警察との連携(犯罪行為、生命・身体又は財産に関わる内容) <p>※重大事態に該当するか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①対策チーム、チーム人員の決定 ②外部人材活用による支援(依頼・調整) ③関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、教育局等)との連携
<p>指導と観察期</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害生徒の支援 加害生徒への指導 学級全体への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の収集 ②保護者との連携(電話・面談・家庭訪問等) ③被害生徒の安全の確保、心のケア、状況の確認 ④加害生徒に「いじめは決して許されない」という人権意識の醸成、背景にある課題解決など ⑤記録(電話、様子など)の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導等全体の調整 ②被害・加害生徒への支援と指導 ③指導状況の確認・整理(委員会) ④記録の管理 ⑤職員全体での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ①外部人材活用による支援(依頼・調整) ②関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、教育局等)との連携
<p>いじめ解消期</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ行為解消の確認 被害、加害生徒の支援 	<p>いじめ行為がなくなっているか、また一連の事案から何を学ばせるか いじめ解消の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月以上を目安とする) ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人、保護者と面談等により確認) <ul style="list-style-type: none"> ①被害生徒からの情報収集(いじめ行為の有無、心理的状況など) ②教育相談や関わりの中での状況把握 ③再発防止のための実践計画の洗い出し ④保護者との連携(面談・家庭訪問等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導等全体の調整 ②指導状況の確認・整理(委員会) ③職員全体での情報共有 ④再発防止具体策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、教育局等)との連携

○いじめ把握のために抑えるべき事

- ◇ 誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか?【内容】
- ◇ いじめをしてしまった動機は何か?【要因】
- ◇ いじめのきっかけは何か?【背景】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか?【期間】

○重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」について、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

いじめの内容（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）I-1-（2）より抜粋）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめの要因（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）I-1-（2）より抜粋）

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

いじめの解消（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）I-1-（2）より抜粋）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。